

# 令和7年度 第1回 八戸市地域公共交通会議

日時：令和7年5月21日（水）13時15分～

場所：八戸市役所 本館地下会議室B

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

≪協議事項≫

(1) 笹ノ沢地区自家用有償旅客運送について 資料1、資料2

### 3. 閉 会

#### 配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席構成員名簿
- ・ 席図
- ・ 資料1：笹ノ沢地区自家用有償旅客運送について
- ・ 資料2：自家用有償旅客運送の登録の申請
- ・ 八戸市地域公共交通会議設置要綱

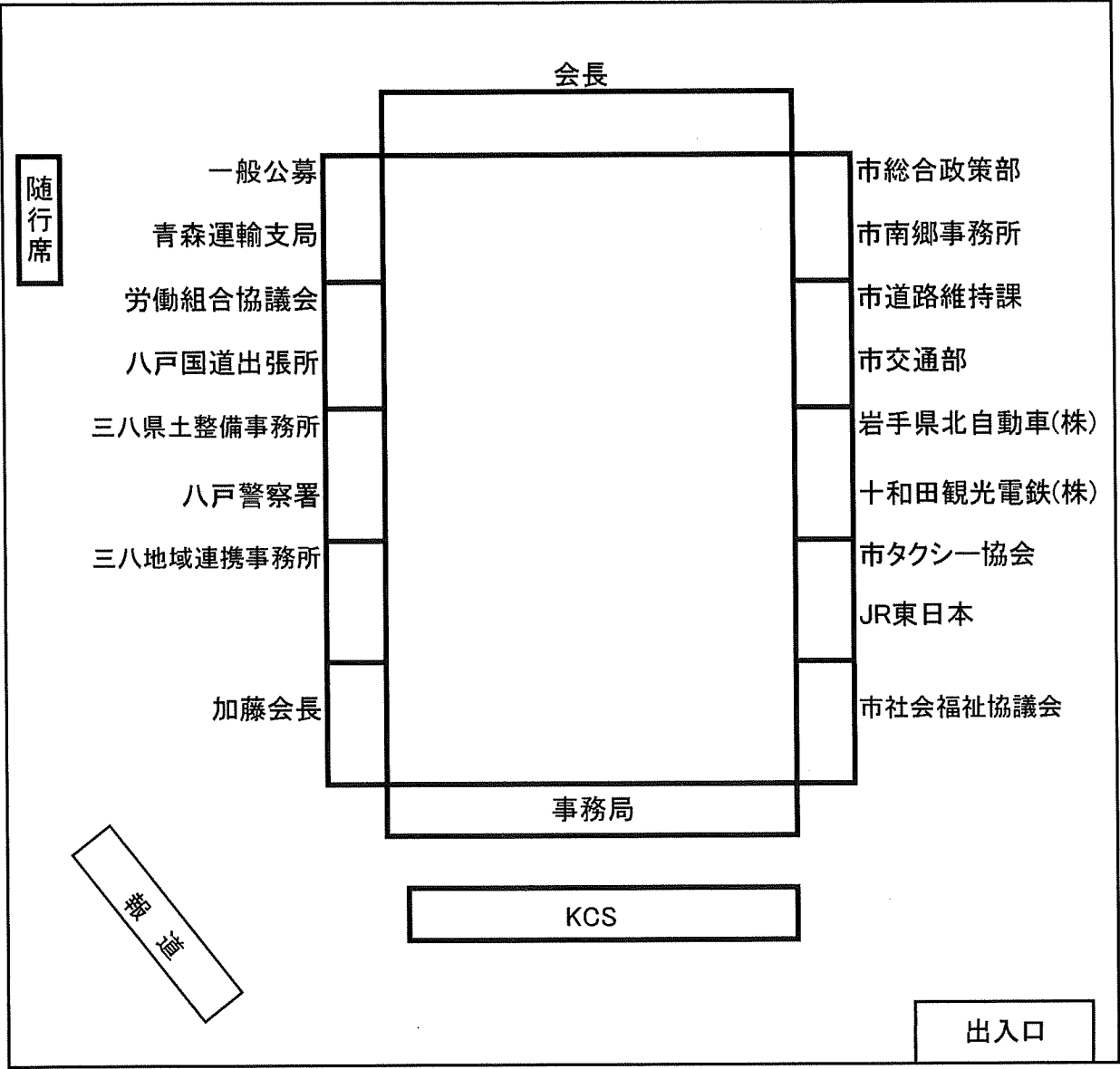
令和7年度 八戸市地域公共交通会議 構成員名簿

《構成員》

| 要綱(第3条)上の区分                                  | 役職名                                   | 氏名     |   | 備考                 |
|----------------------------------------------|---------------------------------------|--------|---|--------------------|
| (1) 八戸市長が指名する職員                              | 八戸市総合政策部次長                            | 安原 清友  | 出 |                    |
|                                              | 八戸市総合政策部<br>南郷事務所長                    | 大山 暁史  | 出 |                    |
| (2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者     | 八戸市交通部<br>次長兼運輸管理課長                   | 鈴木 伸尚  | 出 | 随行者:営業GL(副参事) 泉山 裕 |
|                                              | 岩手県北自動車株式会社<br>乗合事業部 南部支社分室長          | 佐藤 欽一  | 出 |                    |
|                                              | 十和田観光電鉄株式会社<br>執行役員 乗合事業部長            | 佐藤 美仁  | 出 |                    |
| (3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者     | 公益社団法人青森県バス協会<br>専務理事                 | 池田 守   | 欠 |                    |
| (4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者     | 八戸市タクシー協会<br>事務局長                     | 鈴木 一浩  | 出 |                    |
| (5) 住民又は利用者の代表                               | 八戸市老人クラブ連合会<br>会長                     | 上田 武男  | 欠 |                    |
|                                              | 八戸市社会福祉協議会<br>総務課長                    | 高橋 幸治  | 出 |                    |
|                                              | 一般公募                                  | 兵藤 弘純  | 出 |                    |
|                                              | 一般公募                                  | 福田 匡彦  | 欠 |                    |
| (6) 国土交通省東北運輸局<br>青森運輸支局長が指名する職員             | 東北運輸局青森運輸支局<br>首席運輸企画専門官              | 小林 弘典  | 出 |                    |
| (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者 | 青森県交通運輸産業<br>労働組合協議会<br>南部バス労働組合執行委員長 | 間山 正茂  | 出 |                    |
| (8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者           | 国土交通省<br>青森河川国道事務所<br>八戸国道出張所長        | 新井 昌規  | 出 |                    |
|                                              | 青森県三八県土整備事務所<br>道路施設課長                | 下川原 茂樹 | 出 |                    |
|                                              | 八戸市建設部次長<br>兼道路維持課長                   | 岩谷 寿   | 出 |                    |
|                                              | 青森県八戸警察署<br>交通官                       | 山中 信明  | 出 | 代理出席:交通課規制係 榊 浩治   |
|                                              | 福島大学<br>教授                            | 吉田 樹   | 出 |                    |
|                                              | 青森県三八地域連携事務所長                         | 工藤 福保  | 出 | 随行者:主幹専門員 大山 健     |
| (9) 八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者          | 東日本旅客鉄道株式会社<br>八戸総括センター 副所長           | 泉山 大樹  | 出 |                    |
|                                              | 青い森鉄道株式会社<br>経営戦略部長                   | 廣沼 高明  | 欠 |                    |
| (10) 事務局                                     | 事務局長                                  | 小笠原 慶信 | 出 |                    |
|                                              | 事務局次長                                 | 谷崎 安進  | 出 |                    |
|                                              | 事務局員                                  | 相模 将喜  | 出 |                    |
|                                              | 事務局員                                  | 千葉 明   | 出 |                    |
|                                              | 事務局員                                  | 八木田 訓寿 | 出 |                    |

令和7年度 第1回八戸市地域公共交通会議

会場:八戸市役所 本館地下会議室B



## 笹ノ沢地区自家用有償旅客運送について

## 1 経緯

令和4年度：上長地区での「市長との公民館サロン」において、地区内交通手段の確保について要望。

令和5年度：「青森県持続可能な買い物支援サービス網構築事業（所管：県商工政策課）」を活用し、利用ニーズ等を把握するため、笹ノ沢地域を対象に3か月間、買い物バスの実証運行を実施。

令和6年度：上記買い物支援サービス事業の実証結果を踏まえながら、地域住民、福祉事業者及び市で7回協議を重ね、運行モデル案を検討。

## 2 目的

交通空白地である上長地区笹ノ沢地域において、町内会や地元の福祉事業者などの連携により、地域主体による地域住民の移動手段の確保を目指す。

## 3 運行の概要

笹ノ沢町内会が中心となって協議会を組織し、福祉事業者の協力を得ながら、地域主体による自家用有償旅客運送の運行を行う。

今年度は、実証運行と位置づけ、7月～1月まで運行を行い、そこから得られたニーズや課題、改善点を整理しながら、地域住民・運行主体・行政の3者による検討を続け、令和8年度からの本格運行を目指す。

## 《運行モデル案》

①実施主体：笹ノ沢地域交通運営協議会（会長：笹ノ沢町内会長 加藤義男）

②運行形態：福祉事業者の車両（5～8人乗り程度）を使用

③運行区域：笹ノ沢生活館周辺～八戸駅西口周辺（約3.7km）

④運行回数：週2回（火・金曜日）/1日4便

⑤利用料金：1乗車200円

⑥運転手：12人（うち2種免許取得者3名、自家用有償講習会受講者5名）

※自家用有償講習会未受講者4名は、受講後従事

⑦使用車両：3台

## 4 スケジュール（予定）

5月21日 八戸市公共交通会議での審議

5月下旬 青森運輸支局へ登録申請

7月～1月 実証運行

・7月～9月 定時型運行

・10月～1月 予約型運行

次年度以降の本格運行体制の検討

<参考>



| 笹ノ沢生活館周辺 |           | 八戸駅西口周辺          |  |
|----------|-----------|------------------|--|
| 第1便      | 10時25分発 → | 10時35分着 (浄信館)    |  |
| 第2便      | 12時10分発 → | 12時20分着 (SGグループ) |  |
| 第3便      | 12時45分着 ← | 12時35分発 (SGグループ) |  |
| 第4便      | 15時30分着 ← | 15時20分発 (浄信館)    |  |

# 八戸市地域公共交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## (協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市町村有償輸送の必要性及びその旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

## (会議の構成員)

第3条 会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 八戸市長が指名する職員
- (2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- (8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者
- (9) 八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

## (会長及び監事)

第4条 会議に会長及び監事を置き、八戸市長が前条各号に掲げる者の中から指名する。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を会議に報告する。

## (会議の運営)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会議の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、書面にて協議することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 会議は、必要があるときは、会議の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、公共交通計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。